明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○電気通信事業法に規定する指定機関を指定する省令を廃止する省令（総務八一）　一
〔告　示〕
○基礎的電気通信役務支援機関の住所及び事務所の所在地を変更する件（総務三二二）　一
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十三条第一項の規定による変更の届出があった件（法務四五九）　二
○日本国に帰化を許可する件（同四六〇）　二
○使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（厚生労働三二三）　三
○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件（同三二四）　三
○厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部を改正する件（同三二五）　四
○厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件（同三二六）　四
○遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種使用規程の承認をした件（厚生労働・環境一）　五
○合板の日本農林規格の一部を改正する件（農林水産一六三七）　五
○集成材の日本農林規格の一部を改正する件（同一六三八）　五
○単板積層材の日本農林規格の一部を改正する件（同一六三九）　五
○直交集成板の日本農林規格の一部を改正する件（同一六四〇）　五
○素材の日本農林規格を確認する件（同一六四一）　五
○合板についての製造業者等の認定の技術的基準の一部を改正する件（同一六四二）　五
○合板についての検査方法の一部を改正する件（同一六四三）　五
○保安林の指定施業要件を変更する件（同一六四四～一六五四）　五
○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（国土交通九六五）　六
○海上における水上標的に対する射撃訓練を実施する件（防衛一八九）　六
○由良川水系由良川及び土師川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定める件（近畿地方整備局一二八）　六
○大淀川水系大淀川、本庄川、深年川、綾北川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めた件（九州地方整備局一二〇）　六
○五ヶ瀬川水系五ヶ瀬川、大瀬川、北川及び祝子川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めた件（同一二一）　八
〔人事異動〕
内閣　外務省　財務省　最高裁判所　八
〔叙位・叙勲〕　八
〔皇室事項〕　一〇
〔官庁報告〕　一〇
法　務
公証人任免（法務省）
〔公　告〕　一〇
諸　事　項
官庁
財団、有権者申出方、所得税法第一八〇条の規定に該当しなくなった外国法人関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係　一〇
特殊法人等
平成二十七年度総務省共済組合の決算関係　二九
会社その他　三〇

省　令

○総務省令第八十一号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）を実施するため、電気通信事業法に規定する指定機関を指定する省令を廃止する省令を次のように定める。

平成二十八年八月三十日

総務大臣　山本　早苗

電気通信事業法に規定する指定機関を指定する省令を廃止する省令

電気通信事業法に規定する指定機関を指定する省令（平成十三年総務省令第七十四号）は、廃止する。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○総務省告示第三百二十二号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百十六条第一項及び第二項の規定において読み替えて準用する同法第九十条第二項の規定により、基礎的電気通信役務支援機関として指定した一般社団法人電気通信事業者協会から住所及び事務所の所在地の変更の届出があったので、同法第百十六条第一項及び第二項の規定において読み替えて準用する同法第九十条第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十八年八月三十日

総務大臣　山本　早苗

一　基礎的電気通信役務支援機関の住所

変更後	変更前
東京都千代田区神田小川町一丁目十番地	東京都港区西新橋一丁目一番三号

二　支援業務を行う事務所の所在地

変更後	変更前
東京都千代田区神田小川町一丁目十番地	東京都港区西新橋一丁目一番三号

三　変更年月日

平成二十八年七月四日